

「木彫り熊の焼き印マーク」の 呼称(呼び名)を募集します！

今年度、町がビームスジャパンと共同企画して取り組んでいる「木彫り熊デザイングッズ」が完成しました。このグッズの一部に使用している、「木彫り熊の焼き印マーク」の呼称を募集します。

皆さんに親しまれる、ステキな名前をお待ちしています。

【応募期限】

10月31日(月)

※郵送の場合は当日消印有効

【応募条件】

一人につき1件の応募

【応募方法】

①町内施設で配布している応募用紙の必要事項に記入し、木彫り熊資料館に直接お持ちいただくか、郵送してください。

②必要事項をメール内に直接入力して次のアドレスに送信してください。
museum@town.yakumo.lg.jp

【必要事項】

- ・マークの呼称案
- ・呼称を付けた理由
- ・応募者の氏名(ふりがな)
- ・住所・年齢・電話番号

【選考方法】

選考会議により決定します。

【選考結果の発表】

12月に町HPで発表します。

【その他】

- ・採用された方には、木彫り熊デザイングッズを贈呈します。同一の呼称に多数の応募があった場合には抽選により決定します。
- ・採用した呼称に関する一切の権利は、八雲町に帰属するものとします。
- ・応募いただいた際の個人情報については、マークの名前選定に関する事務以外には使用せず公表もしません。

【申込・問い合わせ先】

八雲町木彫り熊資料館
〒049-3112
八雲町末広町154
☎0137-63-3131

〈焼き印マーク〉



不法投棄・不法焼却は 法律で禁止されています

【不法投棄】

不法投棄とは、廃棄物(ごみ)を適正に処理せず、みだりに道路や山林、空き地などに捨てるもしくは埋め立てる不法行為のことです(自宅敷地内であっても処罰される場合があります)。

町内各所においても、タイヤ・家電製品・生活用品などの一般廃棄物のほか、企業の事業活動から排出されたとみられる産業廃棄物が不法投棄されている事案が数多く発生しています。

これらの行為は、美観を損なうだけでなく、生活環境や自然環境を悪化させ、さらには水質や土壌の汚染などの要因にもなりますので、絶対に行わないでください。

【不法焼却】

不法焼却とは、畑や空き地などで地面に穴を掘ったり、ドラム缶・コンクリートブロックなどで作った簡易焼却炉などを利用して廃棄物(ごみ)などを焼却する不法行為です。不法焼却は、ダイオキシンや有害物質の発生原因になる

資源ごみ集団回収活動 助成制度

資源ごみのリサイクルを推進し、ごみの減量化を図るため、町内会や子ども会等の住民団体または法人格を持つ非営利団体が自発的に実施している資源ごみ集団回収活動に対する助成制度です。

【申請期限】

10月28日(金)

(次回の申請受付は令和5年4月の予定です。)

【助成対象】

営利を目的としない住民団体等(個人は除く)、町内において本年4月～9月までの間に集団回収した資源ごみ(空き瓶、空き缶、古紙、紙パックなど)で古物商等へ売却したものの。

【助成金額】

売却した資源ごみの重量1kg当り3円

【手続き方法】

各団体より町へ申請書(売却した際の伝票の写し添付)を提出していただきます。

【問い合わせ先】

・環境水道課環境衛生係
☎0137-63-2020
・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-3111